

# 參 考 資 料

## － 資 料 目 次 －

(1) 平成28年度予算案の概要	資 1
○がん対策予算案について	資 3
○リウマチ・アレルギー対策予算案について	資 7
○腎疾患対策予算案について	資 8
(2) 平成27年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 実施要綱（平成28年1月20日一部改正）	資 9
(3) がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の 一部改正について（平成27年2月10日）	資 17
(4) がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針の 一部改正について（平成27年8月14日）	資 23

# 平成28年度予算案の概要

平成27年12月

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

# 平成28年度がん対策予算案の概要

平成28年度予算案 356億円（平成27年度予算額 318億円）

## 基本的な考え方

「がん対策加速化プラン」に基づき、「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を3つの柱として、がん対策を加速化する。

### 1. がんの予防

187億円(182億円)

改 ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

14.7億円

・がん対策推進企業等連携事業

0.9億円

新 ・がん検診従事者研修事業(胃内視鏡検査研修)

0.6億円

#### 【平成27年度補正予算案】

・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(受診意向調査)

5.0億円

### 2. がんの治療・研究

158億円(129億円)

新 ・がんのゲノム医療・集学的治療推進事業

1.2億円

改 ・小児がん拠点病院機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)

3.0億円

改 ・小児がん中央機関機能強化事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)

0.6億円

新 ・希少がん医療提供体制等強化事業(国立がん研究センター委託費)

0.8億円

・がん診療連携拠点病院機能強化事業

19.0億円

・地域がん診療病院等機能強化事業

1.0億円

改 ・がん登録推進事業(国立がん研究センター委託費)

6.6億円

・都道府県健康対策推進事業(がん登録部分)

6.2億円

・都道府県健康対策推進事業(相談支援部分等)

3.5億円

新 ・がん対策評価検証事業(国立がん研究センター委託費)

0.1億円

・革新的がん医療実用化研究等(※厚生科学課計上)

84.0億円

### 3. がんとの共生

11億円(8億円)

・がん患者の就労に関する総合支援事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)

1.8億円

新 ・地域緩和ケアネットワーク構築事業(国立がん研究センター委託費)

0.1億円

新 ・がん医療に携わる看護師に対する地域緩和ケア研修等事業

0.2億円

・緩和ケア推進事業(がん診療連携拠点病院機能強化事業)

2.3億円

・都道府県健康対策推進事業(緩和ケア部分)

1.2億円

・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業

1.2億円

(再掲)

・がん診療連携拠点病院機能強化事業(全体)

27.7億円

・都道府県健康対策推進事業費(全体)

10.8億円

※がん・疾病対策課計上の主な事業を記載。 ※複数の柱に重複する事業については、主な柱に一括して計上。  
※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

## 平成28年度がん対策予算案について

356億円（318億円）

「がん対策加速化プラン」に基づき、「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を3本の柱として、がん対策を加速化する。

### 1. がんの予防

187億円（182億円）

がん検診受診率50%の目標達成に向けて、行動変容を起こすためのインセンティブ策として、子宮頸がんや乳がんのクーポン券を配布とともに、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施するほか、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨の強化などがん検診受診率向上に向けた更なる取組を実施し、がんの早期発見につなげる。

（主な事業）

- ④・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（推進枠） 15億円  
がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、以下の経費について補助を行う。
- ① 子宮頸がんや乳がん検診について、5歳刻みの一定年齢の者（子宮頸がん：20, 25, 30, 35, 40歳、乳がん：40, 45, 50, 55, 60歳）に対して、クーポン券の配布、検診費用の自己負担部分の助成（過去5年度に一度も検診を受診していない者が対象）等を実施
  - ② がん検診による十分な効果を得るため、精密検査未受診者に対して、個別の受診再勧奨を実施
  - ③ 5大がんすべてについて、一定年齢の者（子宮頸がん：20, 25, 30, 35, 40歳、乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん：40, 45, 50, 55, 60歳）に対して、受診日の日程調整を含めた個別の受診勧奨を実施
  - ④ 特定健診の機会等を活用して、かかりつけ医から個別の受診勧奨を実施

（補助先）市区町村

（補助率）1／2

（参考）平成27年度補正予算案

- ・がん検診受診率向上に向けた取組の推進（受診意向調査） 5億円  
がん検診受診率50%の目標達成に向けて、効果的・効率的な個別の受診勧奨・再勧奨につなげるため、一定年齢の者に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査し、状況を把握するとともに、受診に対する関心を喚起する。

・がん対策推進企業等連携事業 86百万円

働く世代に必要ながん対策（がん検診受診率の向上、患者・経験者の就労問題等）を企業等との連携により推進するため、引き続き、先駆的に取り組んでいる企業の実例の紹介や企業間での共有・情報発信等を図るとともに、職域におけるがん検診の受診率向上のため、全国健康保険協会や全国社会保険労務士会連合会等と協力して事業主の意識改革を行い、事業主からの受診勧奨を促進する。

また、女性のがんを中心に、受診対象年齢の若い層を対象として、女性誌やSNSを活用した効果的な普及啓発を行う。

④・がん検診従事者研修事業（胃内視鏡検査研修） 57百万円

「がん検診のあり方に関する検討会中間評価報告書」（平成27年9月）において、対策型検診として胃内視鏡検査を実施することが推奨されたが、胃内視鏡検査の導入に当たっては、重篤な偶発症に迅速かつ適切に対応できる体制の整備が必要とされていることから、胃内視鏡検査に係る研修を実施する。

（補助先）都道府県、公益法人、NPO法人等

（補助率）1／2

2. がんの治療・研究

158億円（129億円）

がんによる死亡者を減少させるため、がんのゲノム医療や小児・AYA（思春期世代と若年成人世代）のがん対策、希少がん対策を推進する。

（主な事業）

④・がんのゲノム医療・集学的治療推進事業（推進枠） 1.2億円

個人のゲノム情報に基づき、より効果的・効率的な診断、治療、予防を行うゲノム医療や、手術療法、放射線療法、化学療法などの最適な組合せ（集学的治療）による標準治療の開発を実現するため、基幹的な機能を有するがん診療連携拠点病院に遺伝カウンセラーや臨床研究コーディネーター（CRC）を配置する。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）定額

④・小児がん拠点病院機能強化事業、小児がん中央機関機能強化事業（推進枠）

3.6億円

治療後の成長障害や二次がんなどの晚期合併症や就学・就労を含めた社会的問題への対応など、小児・AYA世代のがん患者への対策を強化するため、小児がん拠点病院における相談支援体制の充実や小児がん患者情報収集による長期フォローアップ体制の整備を行う。

（補助先）独立行政法人等

（補助率）定額

- ④・希少がん医療提供体制等強化事業（国立がん研究センター委託費）（推進枠） 76百万円  
希少がんについては、患者や専門とする医師・医療機関が少ないため、診断・治療が難しく、情報が少ないという課題があることから、希少がんに関する医療提供体制などを検討するとともに、病理コンサルテーション体制の整備、希少がんに関する情報提供の拡充などを行い、希少がん特有の課題に対応する支援体制を構築する。
- ⑤・がん登録推進事業（国立がん研究センター委託費）（推進枠） 6.6億円  
がん登録情報の届出に当たって、医療機関と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステムを構築することで、情報を迅速に移送するとともに、情報の精度向上及び事務の効率化を図る。
- ⑥・がん対策評価検証事業（国立がん研究センター委託費）（推進枠） 14百万円  
現在の「がん対策推進基本計画」の計画期間が平成28年度までであることから、次期計画の策定に向けて、目標の達成状況を調査・把握するとともに、がん対策を評価するわかりやすい指標の策定を検討する。
- ・革新的がん医療実用化研究等（一部推進枠）（※厚生科学課計上） 8.4億円  
がんの本態解明に基づく革新的ながんの予防・診断・治療法の研究開発を推進するため、難治性がん、小児・AYA世代のがん、高齢者のがん、希少がん等の研究開発に対する支援を充実させる。

### 3. がんとの共生 11億円（8億円）

「がんと共に生きる」ことを支援するため、地域緩和ケアに関するネットワークの構築や地域における緩和ケアの提供体制の整備を推進する。

（主な事業）

- ⑦・地域緩和ケアネットワーク構築事業（国立がん研究センター委託費）（推進枠） 15百万円  
関係機関の連携・調整を行う「地域緩和ケア連携調整員」の育成を目的とした研修の実施やツール作成により、地域における活動を支援する体制を整備する。
- ⑧・がん医療に携わる看護師に対する地域緩和ケア等研修事業 21百万円  
訪問看護ステーションなどに勤務する看護師を対象に、患者に適切な緩和ケアや看護相談を提供できるよう研修を実施する。

# 平成28年度リウマチ・アレルギー対策、 腎疾患対策予算案の概要

平成28年度予算案 8. 5億円(平成27年度予算額 7. 1億円)

1. リウマチ・アレルギー対策	6. 8億円(6億円)
・リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の提供	0. 2億円
・リウマチ・アレルギー疾患に関する医療の提供	0. 1億円
・リウマチ・アレルギー疾患に関する研究等の推進(※厚生科学課計上)	6. 6億円

  

2. 腎疾患対策	1. 7億円(1. 1億円)
・腎疾患に関する正しい情報の提供	0. 03億円
・腎疾患に関する医療の提供	0. 1億円
・腎疾患に関する研究の推進(※厚生科学課計上)	1. 6億円

## 平成28年度リウマチ・アレルギー対策予算案について

### 6. 8億円（6億円）

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、都道府県において、リウマチ系疾患や食物アレルギー等に関する研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等を行うとともに、アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患対策基本指針を策定し、総合的な対策を推進する。

#### （主な事業）

##### ・アレルギー疾患対策推進協議会

3百万円

アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の策定又は変更に当たって意見を述べる機関として、アレルギー疾患対策推進協議会を厚生労働省に設置し、アレルギー疾患対策基本指針を策定する。

##### ・リウマチ・アレルギー特別対策事業

5百万円

リウマチ系疾患や食物アレルギー等について新規患者の抑制を図るため、研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等情報提供等を行う。

（補助先）都道府県、政令指定都市、中核市

（補助率）1／2

##### ・アレルギー相談センター事業

15百万円

アレルギー患者やその家族に対し、免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業の成果やアレルギー専門家、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供等を行う。

また、自治体の相談員を対象に全国ブロックごと（5ヶ所）に研修会を開催し、相談員の資質の向上を図る。

（補助先）一般財団法人日本予防医学協会

（補助率）定額

##### ・免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業（一部推進枠）（※厚生科学課計上）

6. 6億円

長期にわたり生活の質を低下させる免疫アレルギー疾患について、発症原因と病態との関係を明らかにし、予防、診断及び治療法に関する新規技術を開発するとともに、医療の標準化や均てん化に資する研究を行う。

## 平成28年度腎疾患対策予算案について

1. 7億円（1. 1億円）

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進する。また、都道府県において、CKDに関する連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を行う。

（主な事業）

- ・慢性腎臓病（CKD）特別対策事業 10百万円  
CKD対策を推進するため、都道府県において連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を実施する。  
(補助先) 都道府県、政令指定都市、中核市  
(補助率) 1／2
  
- ・腎疾患対策研究事業（一部推進枠）（※厚生科学課計上） 1. 6億円  
腎機能異常の早期発見、早期治療、重症化防止とともに、診療現場における診療連携等の有効な診療システムのエビデンスを確立し、CKDの腎不全への進行を防止し、新たな透析導入患者の減少を図るための研究を戦略的に実施するとともに、腎疾患の病態について解明を進め、安全で有効な診断・治療法の開発を推進する。

# 平成27年度 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 実施要綱

平成27年4月9日  
健発0409第10号

平成28年1月20日一部改正

## <子宮頸がん・乳がん検診>

### 1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券を送付して受診を勧奨するとともに、そのうちの未受診者に再勧奨を実施することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

### 3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

### 4 対象者の考え方

対象者は、下表に定める年齢に該当する者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成 6 (1994) 年4月2日～平成 7 (1995) 年4月1日
	平成 1 (1989) 年4月2日～平成 2 (1990) 年4月1日
	昭和59 (1984) 年4月2日～昭和60 (1985) 年4月1日
	昭和54 (1979) 年4月2日～昭和55 (1980) 年4月1日
	昭和49 (1974) 年4月2日～昭和50 (1975) 年4月1日
乳がん	昭和49 (1974) 年4月2日～昭和50 (1975) 年4月1日
	昭和44 (1969) 年4月2日～昭和45 (1970) 年4月1日
	昭和39 (1964) 年4月2日～昭和40 (1965) 年4月1日
	昭和34 (1959) 年4月2日～昭和35 (1960) 年4月1日
	昭和29 (1954) 年4月2日～昭和30 (1955) 年4月1日